答申 第　43　号
令和8年 11 月 5 日

所沢市議会議長 粕谷 不二夫 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会
会長 徳永 眞澄

答 申 書

令和8年 5 月 25 日付けで貴職から受けた、令和8年1月 27 日付けでなされた公文書公開請求に対してなされた公文書非公開決定（所議第 1052 号。以下、「本件公文書非公開決定処分」という。）に対する審査請求に係る諮問（諮問第 48 号）について、次の通り答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和8年2月5日付け所議第 1052 号により、所沢市議会議長（以下、「処分庁」という。）が行った本件公文書非公開決定処分は、妥当であり、本件審査請求を棄却する。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和8年1月 27 日、所沢市情報公開条例第6条第1項の規定により、処分庁に対し、本件公開請求対象文書（2025 年 12 月 17 日の粕谷議員の議会欠席届、同欠席届に提出日、提出時刻を確認できる文書等）に係る公開請求を行った。

2 処分庁は、令和8年2月5日、請求内容のうち「令和7年 12 月 17 日の粕谷議員の議会欠席届及び欠席届の提出日を確認できる部分」については、公開決定処分を行い、以下の文書については文書不存在を理由に本件公文書非公開決定処分を行った。

（1）「上記の欠席届の提出日、提出時刻を確認できる文書」のうち、提出時刻を確認できる文書

（2）「この欠席が所沢市議会会議規則第 2 条に該当していることを確認できる文書」

（3）「議会欠席届に理由の記載がない場合、副議長が何を根拠にそれを受理したのかを確認できる文書」

3 審査請求人は、令和8年2月13日、公文書公開決定及び本件公文書非公開決定処分を知った後、令和8年3月 24 日、本件公文書非公開決定処分のうち非公開決定部分を不服とし、非公開決定を取り消し、再確認の上、公文書公開決定通知書、又は理由を付記した公文書非公開決定通知書の発行を求めて、審査庁（所沢市議会議長）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件公文書非公開決定処分を取り消し、再確認の上、公文書公開決定通知書、公文書非公開決定通知書のいずれかを発行すること。文書不存在を理由に、公文書非公開決定通知書を発

行するのであれば、法令上理にかない、かつ、請求者が理解できるような理由付記をすることを求める。

2　審査請求の理由

所沢市議会会議規則第2条には、議員は欠席の理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないと規定されている。公開請求した文書は、議員の欠席が規則に基づき適正であるかを確認するためのものであり、所沢市議会会議規則が適正に運用されているのであれば文書不存在による非公開はあり得ない。また、所沢市情報公開条例は市政の透明性・信頼性等を確保する制度であり、規則に基づく必須の公文書について非公開とするならば、文書不存在という理由付記だけでは不十分である。

第4　処分庁の説明の要旨

処分庁の説明は、弁明書の内容から以下のとおりである。

議員の欠席については、口頭や電話連絡等を受けた議会事務局が欠席届を作成・起案し、議長（又は副議長）が決裁する運用を行っている。欠席届の提出手続において、議会事務局が欠席議員から個別に理由の聴取を行う義務はなく、提出時刻を確認できる文書、所沢市議会会議規則第2条該当を確認できる文書、副議長が受理した根拠を確認できる文書を作成・取得していないため、文書不存在として非公開としたことは適正である。

第5　審査会の判断の要旨

1　公文書の公開請求に対する非公開決定において、対象公文書が存在しないとする処分が妥当であるか否かは、実施機関において当該対象公文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないことが認められるか否かによって判断される。

2　処分庁における現行の欠席届の運用等を確認したところ、欠席届の手続において、提出時刻を別途記録・保存する文書や、所沢市議会会議規則第2条該当性を判断・確認した文書、副議長の受理根拠等を記した文書等は作成・取得されておらず、実施機関において保有していないことが認められる。

したがって、処分庁が対象文書について、文書不存在を理由として非公開決定を行ったことは妥当である。

3　結論

以上のことから、審査会は前記のとおり判断する。

（付言事項）

なお、当審査会としては、議会欠席届の運用に関して、公文書の管理及び市民への説明責任の観点から、運用方法等について研究に努められるよう付言する。